

## 池田町住宅取得応援奨励事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、池田町内（以下「町内」という。）において住宅を取得する者に対し、池田町住宅取得応援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、池田町（以下「本町」という。）への定住促進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 専ら自己の居住の用に供するために町内に新たに建築された一戸建て専用住宅又は併用住宅（居住部分の面積が2分の1以上のものに限る。）で、玄関、台所、トイレ及び居室があり、かつ、新築され居住の用に供されたことのない期間が1年未満の住宅をいう。
- (2) 定住 相当の期間居住する意思をもって、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所有者が本町の住民基本台帳に記載されており、生活実態があることをいう。
- (3) 取得 請負契約又は売買契約により、適正な対価を支払って入手（相続、贈与及び交換によるものは除く。）することをいう。
- (4) 中古住宅 町内に現存する過去に居住用として使用され、建築後1年以上経過した自己の居住の用に供する家屋で、玄関、台所、トイレ及び居室がある住宅をいう。
- (5) 町内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業を営む者で、法人については町内に本店、支店又は営業所があるもの、個人については町内に主たる事業所があるものをいう。（本町に法人町民税を納付している法人又は町内に住所を有する個人事業者をいう。）
- (6) 対象経費 新築住宅及び中古住宅本体の契約等に係る経費であり、住宅に固着しない設備や物置・車庫・外構工事・固定資産税等は対象外経費。
- (7) 二地域居住 転入者が本町の住民基本台帳に登録し、中長期（6ヶ月前後以上）、定期的、反復的に滞在することにより、本町地域社会と一定の関係を持つ居住スタイル。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内に存する新築住宅又は中古住宅（以下「住宅等」とする。）を取得し、定住又は二地域居住できる者。
- (2) 市区町村税及び町使用料等を滞納していない者
- (3) この要綱に基づく奨励金を受けていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者

(6) 池田町子育て世帯住宅取得応援奨励金を受けていないこと

(対象住宅)

第4条 対象住宅は、平成28年4月1日以降に取得した住宅等の所有権保存又は所有権移転の登記を完了するものとする。

2 対象住宅の取得に係る対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 新築住宅 住宅取得にかかる経費とし、300万円以上

(2) 中古住宅 土地及び住宅取得にかかる経費とし、100万円以上

(奨励金の額及び交付方法)

第5条 奨励金の額は、予算の範囲内において、基本奨励金の額及び加算奨励金の額の合計額とする。

2 基本奨励金の額は、取得価格に100分の5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

3 加算奨励金の額は、以下の通りとする。

(1) 町内建設業者加算 町内建設業者を利用して工事請負契約により新築住宅を建設した場合は20万円

4 奨励金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により交付するものとする。

(1) 基本奨励金 池田町商工会が発行する商品券

(2) 加算奨励金 池田町商工会が発行する商品券とするが、現金により受け取ることを希望する場合は、同条第3項1号に掲げる額に100分の80を乗じた額を限度とする。

(利用申込)

第6条 住宅等を取得しようとする者（以下「申込者」という。）は、池田町住宅取得応援奨励事業利用申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 新築住宅又は中古住宅の位置図・設計図等

(2) 中古住宅は外観及び内観の現状写真

(3) 見積書（対象経費内訳書）の写し

(4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

(5) 市区町村税を滞納していないことが確認できる書類（町外者のみ）

2 町長は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査し、適正と認めたときは、池田町住宅取得応援奨励事業利用決定通知書（別記様式第2号）により必要に応じ条件を付して申込者へ通知するものとする。

3 申込者は、池田町住宅取得応援奨励事業利用決定通知書の受理後に新築住宅の工事着工又は中古住宅の所有権移転登記を実施するものとする。

(交付申請及び完了報告)

第7条 前条第2項に規定する通知を受けた者で、奨励金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、取得した住宅等の所有権保存又は所有権移転の登記の完了後30日以内までに池田町住宅取得応援奨励金交付申請書兼完了報告書（別記様式第3号）に次の関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特

に認める場合は、この限りでない。

- (1) 住宅取得をされた建物写真（外観、内観）
  - (2) 所有証明書（税務課資産税係より交付）または全部事項証明書の写し
  - (3) 支払証明書（領収書・振り込み通知書の写し）
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定等）

第8条 町長は、前条の規定による池田町住宅取得応援奨励金交付申請書兼完了報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請のあった日の属する年度における予算の範囲内で奨励金の交付の可否を決定し、池田町住宅取得応援奨励金交付（不交付）決定通知書兼奨励金額確定通知書（別記様式第4号）により交付申請者に通知し、奨励金を交付するものとする。

2 交付申請者は、前項による奨励金を商品券で受領する際、代理人に委任する場合は、池田町住宅取得応援奨励金代理受領委任状（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 交付申請者は、同条第1項及び第2項による奨励金を受領したときは、池田町住宅取得応援奨励金受領書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（調査の実施）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させることができる。その場合において申請者は、この調査に協力しなければならない。

（交付決定の取消し又は返還）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、池田町住宅取得応援奨励金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知し、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、町長が奨励金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、池田町住宅取得応援奨励金返還命令書（別記様式第7号）を交付し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（事業期間）

第11条 事業期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(事業期間の特例)

2 令和3年度に限り、事業の完了が第11条に規定する事業期間に遅延する場合で、町長が特に認めた場合は、その期間の終期を令和4年5月31日まで延長することができる。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成29年1月19日から施行し、平成28年4月1日適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の池田町住宅取得応援奨励事業実施要項の規定は、この要綱の施行の日以降後に第6条第2項の規定による交付決定を受けた者について適用し、この要綱の施行の前日に同項の規定による交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する